

施設によって、申し込み受け付け時間が異なります。ご確認ください。

申し込み時の ①行事名(日時・曜日・コースなども) ②住所(郵便番号も) ③氏名(ふりがな) ④年齢
必 要 事 項 ⑤電話番号 ⑥学校名・学年(児童・生徒のみ) ⑦返信先(往復はがきの場合)

特別養護老人ホームの 入居者募集

施設名青葉のまち(厚別区青葉町15)。8月開設予定。個室。対象日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な要介護1以上の方70人。費用要介護度に応じた負担のほか、食事代、居住費など。

申込 2月1日(火)から開設準備室(清田区北野1の1特別養護老人ホーム緑愛園内(886)6167)、市役所3階高齢施設課、区役所で配布する申込書を、3月18日(金)(必着)までに送付か持参。

【詳細】高齢施設課(211)2972

中央健康づくりセンター

女性のための健診

△①女性のフレッシュ健診▽内容骨粗しょう症検診と健康診断(尿・血液検査など)の同時受診。

日時 2月22日～4月12日の火曜(3月29日除く) 午前8時45分～正午。
対象・費用 18歳～39歳の女性 各日10人。2千円。

△②骨粗しょう症検診▽

日時 3月1日～4月19日の火曜(3月15日、22日、29日除く) 午後1時～2時。
対象 40歳以上の女性各日20人。費用千円。

※①②の申込①は2月16日(水)、

②は23日(水)から電話。(先着)12日(土)からホームページ <http://www.sapporo-hpc.com> で、別枠分の申し込みも受け付け。

【申込先・詳細】中央健康づくりセンター(中央区南3西11) ☎(562)8700

精神療養講座

テーマ精神障がい者のための心理援助。

日時・会場 2月12日(土)午後2時～4時。社会福祉総合センター(15階)。

【詳細】障がい福祉課(211)2936

家庭医学講座

講演終了後、個人相談コーナーを設けます。

テーマ科学的証拠(エビデンス)はどうやって生み出されるか。

日時・会場 2月26日(土)午後1時30分～3時30分。市医師会館(中央区大通西19)。

【詳細】地域保健課(211)2306

難病医療相談会

テーマ小児の膠原病。

日時・会場 3月13日(日)午後1時30分～4時。北海道難病センター(中央区南4西10)。

対象患者とその家族100人。申込 2月14日(月)から北海道難病連(512)3233に電話。

【先着】【詳細】地域保健課(211)2306



国民健康保険料の減免

病気や倒産、失業などにより、平成16年1月～12月の収入が15年に比べて大幅に減少し、保険料の納付が困難になった方は、申請により保険料が減免になる場合があります。16年中の収入が分かる書類が必要ですので、事前に区役所の保険年金課へお問い合わせください。また、納付が困難なときは必ずご相談ください。

【詳細】区役所(15階)の保険年金課

介護保険・高齢者訪問介護の利用者負担減額制度の終了

介護保険の高齢者訪問介護(ホームヘルプサービス)を利用する際の自己負担割合が現在6%の方は、3月31日(木)をもって経過措置による減額制度が終了となるため、本来の負担割合(10%)に戻ります。なお、社会福祉法人が運営する事業所の訪問介護を利用する方は、所得状況などにより社会福祉法人減免制度の対象となる場合がありますので、担当のケアマネジャーや区役

所保健福祉サービス課にご相談ください。【詳細】区役所(15階)の保健福祉サービス課

永住帰国された中国残留邦人等への国民年金の特例措置
詳しくはお問い合わせください。

要件次のすべてを満たす方。
①永住帰国した中国残留邦人等の本人、②明治44年4月2日以降に生まれ、③永住帰国後引き続き1年以上日本に住んでいる。

【詳細】区役所(15階)の保険年金課年金係



税金

確定申告は自分で書いてお早めに▽

確定申告が2月16日(水)から始まり、申告と納税の期限は3月15日(火)です。通常、土・日曜、祝日は申告の相談・受け付けを行っていませんが、2月20日(日)、27日(日)に限り、市内の各税務署(中税務署を除く)で実施します。この2日間は混雑が予想されますので、ご了承ください。

※各申告会場は区民のページをご覧ください。
なお、1月号には手稲区会場の掲載はありませんでした。

一部記載に誤りがあったこととお詫びいたします。
▽消費税の記帳が必要です
平成15年分の課税売上高が1千万円を超えている個人事業者の方は、17年分の消費税課税事業者となり、消費税の帳簿への記帳および書類の保存が必要となります。

【詳細】各税務署
△市・道民税(住民税)の申告
対象平成16年中に収入のあった方。ただし、給与所得以外に収入のない方や、所得税の確定申告をされた方などは原則として申告の必要がありません。

また、1月1日現在、単身赴任などで市外にお住まいの方が市内に家屋敷を有している場合などは、本市に対しても均等割を負担していただくこととなりますので、該当する方は申告してください。
申告期間 3月1日(火)～15日(火)(土・日曜を除く)。
会場 区民のページ参照。
【詳細】区役所(15階)の課税課

市税は、市政を推進するための最も大切な財源です。

市・道民税(第4期分:1月31日納期限)の納付はお済みですか。納め忘れの方は、お近くの金融機関で至急お納めください。